

警察活動の回顧と展望

1 令和7年の警察活動

最近の治安情勢は、刑法犯認知件数が戦後最少を記録した令和3年以降、増加傾向で推移しており、特に特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺の被害が著しく拡大しているほか、無差別に人を殺傷する突発重大事案や重大な人身安全関連事案の発生がみられるなど、深刻な情勢にある。

匿名・流動型犯罪グループについては、上記の特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺のほか、組織的窃盗・盗品流通事犯、悪質ホストクラブ事犯、オンライン上で行われる賭博事犯、インターネットバンキングに係る不正送金事犯といったサイバー犯罪、悪質リフォーム事犯、組織的な犯罪収益関連事犯に至るまで、様々な犯罪に関与して違法な収益を得るなど、治安対策上の脅威となっている。

そこで、警察では、令和7年4月に犯罪対策閣僚会議で策定された「国民を詐欺から守るための総合対策2.0」に基づき、特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺、フィッシング等に対する取組を抜本的に強化した。また、同年10月には、匿名・流動型犯罪グループへの戦略的な対策の強化として、警察庁長官官房企画課に「匿名・流動型犯罪グループ情報分析室」を設置するなど各種対策を強化した。

このほか、全国警察においては、治安向上を図り、国民の不安を解消するため、次のような諸対策を推進した。

生活安全警察に関しては、一定の金属くずの買受けを行う営業に係る措置に関する規定や、金属盗に用いられる犯行用具の規制に関する規定の整備等を内容とする盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律を制定し、同法をはじめとする関係法令を効果的に活用することによって、抑止・検挙の両面から金属盗対策を推進した。

接待飲食営業に係る遵守事項・禁止行為の追加等を内容とする風営適正化法の改正を行い、同法を厳正に運用するなど、悪質ホストクラブやスカウトグループに係る違法なビジネスモデルの解体に向けた厳正な取締り等を推進した。

また、ギャンブル等依存症対策基本法が改正されたことを踏まえ、オンラインカジノの違法性についての広報啓発を強化するとともに、賭博運営に関与する者の検挙及びその実態解明を推進した。

さらに、神奈川県川崎市内におけるストーカー事案等に関する警察の対応についての検証結果を踏まえ、全国警察に司令塔を置くなど取り組むべき事項についての再発防止策を取りまとめた。加えて、いわゆる紛失防止タグを用いた位置情報の無承諾取得等を新たに規制の対象とすることなどを内容とするストーカー規制法の改正を行うなど、人身安全関連事案への対応をよりの確なものとするための取組を推進した。

刑事警察に関しては、客観証拠の収集、分析等を重視した緻密な捜査の徹底を図るとともに、取調べの録音・録画制度や合理化・効率化された通信傍受を適正に実施するための取組を推進した。

また、重要凶悪事件の早期検挙、刑法及び刑事訴訟法の改正等の趣旨を踏まえた適切な性犯罪捜査の推進、組織的窃盗・盗品流通事犯への対策強化、人身安全関連事案への的確な対処等に取り組むとともに、贈収賄をはじめとする政治・行政・経済をめぐる不正の摘発、第27回参議院議員通常選挙違反取締り等、各種知能犯事件の捜査を推進した。

組織犯罪対策に関しては、「匿名・流動型犯罪グループ情報分析室」の設置により、

警察庁における匿名・流動型犯罪グループに関する情報の集約・分析体制を強化したほか、警視庁に全国警察の捜査員を集めて「匿流ターゲット取締りチーム」（T3）を新設し、同グループの中核的人物に関する実態解明及び取締りを集中的かつ戦略的に推進した。

また、特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺対策については、警察組織の総合力を発揮した犯罪組織に関する実態解明及び取締りに加え、関係機関・事業者等とも連携しつつ、犯行ツール対策、幅広い世代に対して高い発信力を有する著名な方々による広報啓発活動、被害防止対策等を推進した。特に、「みんなでとめよう!!国際電話詐欺＃みんなとめ」のキャッチフレーズの下、通信事業者・自治体・関係機関・団体と連携した国際電話の利用停止の呼び掛けについて、全国警察を挙げて実施した。

さらに、山口組分裂後の対立抗争等の情勢に応じて、抗争の抑止に向けた取組を推進したほか、工藤會の壊滅に向けた取組を推進した。

加えて、暴力団や外国人等が関与する組織的な違法薬物の密輸入・密売事犯、不法就労助長、在留カード等偽造等の犯罪インフラ事犯や国際的なマネー・ローンダリング事犯等の検挙、関係機関と連携した水際対策等を推進するなどして、犯罪組織の実態解明と弱体化を図った。

交通警察に関しては、令和7年3月にマイナンバーカードと運転免許証の一体化及びオンライン更新時講習の運用を開始したほか、同年9月に道路交通法施行規則を改正し、いわゆる「外免切替」手続における住所確認・知識確認・技能確認の厳格化を行い、「外免切替」手続の適正化を推進するとともに、外国人運転者による交通事故状況等を踏まえ、基本的な交通ルールの周知等の広報啓発を推進した。

また、自転車の運転中における携帯電話使用等の禁止、自転車の酒気帯び運転等の罰則の整備及びペダル付き電動バイクの運転に運転免許が必要であることの明確化に関する改正道路交通法の規定が令和6年11月に施行されたことから、広報啓発並びに街頭での指導及び取締りを推進した。

警備警察に関しては、大阪・関西万博に際し、大阪府警察をはじめとする全国警察が警備諸対策に取り組み、万博開催国の警察としての責務を果たした。

また、令和7年7月に実施された第27回参議院議員通常選挙では、厳しい情勢の中、組織の総合力を発揮して警護に万全を期した。

さらに、同年7月のカムチャツカ半島付近を震源とする地震による津波のほか、同年8月6日から的大雨等で被害が発生する中、関係都道府県警察では災害警備本部を設置するなど指揮体制を確立するとともに、警察用航空機等を活用した情報収集、被災者の救出救助等の活動を実施した。

公安諸対策としては、ローン・オフエンダーその他不特定多数の者に危害を加えるおそれのある者への対策を更に強化したほか、引き続き、事件検挙等を通じて極左暴力集団、右翼、オウム真理教等の実態解明等を推進した。

外事諸対策としては、対日有害活動に係る取締りや経済安全保障に関する取組を推進するとともに、外国治安情報機関との緊密な連携等による総合的なテロ関連情報の収集・分析、出入国在留管理庁や税関等の関係機関と連携した水際対策等を推進した。

また、警視庁公安部が捜査した事案に関する国家賠償請求訴訟の判決を受け、警視庁において捜査上の問題点を検証し、再発防止策を示すとともに、警察庁においても公安・外事部門における再発防止策を取りまとめた。

サイバー警察に関しては、令和7年4月に、サイバー特別捜査部に特別対処課を設置するなど体制を強化したほか、サイバー特別捜査部を中心に全国警察が一丸となって事件捜査を徹底した。

その例として、暗号資産の追跡等により、サイバー空間の匿名性を打破し、組織的かつ常習的に金融機関口座等の売買を行っていた犯罪グループやその首かい、無登録で暗号資産交換業を行ういわゆる「相対屋」を検挙するなど、匿名・流動型犯罪グループとみられる集団の実態解明・取締りを推進したほか、世界各国の企業等に対してランサムウェア被害を与えていた攻撃グループについて、サイバー特別捜査部とEUROPOLやFBI等が被疑者を特定して検挙するなど、国際共同捜査を推進した。

また、同年1月、中国の関与が疑われるサイバー攻撃グループ「MirrorFace」の背景や手口、未然防止対策等に関する注意喚起を実施したほか、同年8月、米国等13か国の関係機関により、中国を背景とするサイバー攻撃グループ「Salt Typhoon」に対するパブリック・アトリビューションを実施した。

さらに、同年5月、サイバー対処能力強化法及び同整備法が成立し、警察官職務執行法が改正され、警察によるアクセス・無害化措置を可能とする規定が新たに設けられた。同規定の施行に向け、関係機関等と緊密に連携しながら、人材の確保・育成や資機材の整備等により、サイバー空間における対処能力の強化を進めた。

科学技術の活用による警察活動の高度化・合理化に関しては、警察活動への先端技術等の導入のほか、全国警察が個別に整備してきた情報システムの警察共通基盤への集約を推進するとともに、令和7年12月に警察行政手続オンライン化システムの運用を開始した。

2 今後の展望

我が国治安上の大きな脅威である匿名・流動型犯罪グループに対しては、新たに構築した体制の下、同グループに関する情報を一元的に集約・分析し、中核的人物の実態解明・取締り及び違法なビジネスモデルの解体に向けた取組を強力に推進するとともに、法制度を含めた必要な検討を進め、その撲滅を目指す。また、被害実態や詐欺の手口等に関するタイムリーな情報発信等にも取り組み、市民の安全で平穏な生活を守る。

極めて深刻な情勢が続いているサイバー空間における脅威に対しては、今後とも高度な専門的知識・技術を有する人材の確保・育成等サイバー部門の充実・強化に努めるとともに、サイバー事案の厳正な取締り・実態解明、官民連携及び国際連携の取組を一層推進する。

万全な警衛警護のための取組の更なる強化、災害対処能力やテロ対処能力の向上に取り組むとともに、技術の進展に伴う危険なドローン飛行への対策及び各部門が緊密に連携したローン・オフエンダー等対策をはじめとするテロ等重大事案の未然防止に向けた取組を着実に推進する。

対日有害活動に係る実態解明・取締りを推進するとともに、経済安全保障上の観点から、技術情報等の流出防止に向けた実態解明・取締りのほか、企業等に対するいわゆるアウトリーチ活動を推進する。

人身安全関連事案について、適時的確なストーカー規制法等の適用等、重大事件への発展を未然に防止するための各種取組を充実させるほか、銃砲による事件の未然防止、悪質なホストクラブの取締り等の繁華街・歓楽街における風俗環境浄化対策等、社会情勢の変化を踏まえた各種対策を推進する。

特定小型原動機付自転車及びペダル付き電動バイクに係る交通ルールの周知徹底及び取締りを強化するとともに、令和8年4月に施行される自転車に対する交通反則通告制度の導入に向け、悪質・危険な違反に対する取締りを推進するほか、基本的な交通ルールの周知徹底に向け、広報啓発や交通安全教育の充実化といった各種対策を一層推進する。また、同年9月に施行される生活道路における自動車の法定速度の30キロメートル毎時への引下げに向け、広報啓発や交通実態等を踏まえた速度規制を実

施するといった取組を推進する。

A I ・ドローン等の先端技術等の積極的な活用、刑事手続の I T 化等に取り組み、警察活動の更なる高度化を図る。

個々の職員がやりがいを感じながら十分なパフォーマンスを発揮するとともに、採用情勢が一層厳しくなる中、内外の優秀な人材から「選ばれる組織」であり続けるため、働きやすい職場環境の整備等を推進する。

部門や都道府県の壁を越えた広域的な対応が求められている一方で、著しい少子化、人口減少等が進んでいることから、目の前の治安課題への対応と、5年後・10年後の我が国の社会がどうなっているかを見据えた警察組織の構造改革という時間軸の異なる課題について、同時並行的に取組を進めていく。

これらの取組により、警察機能を最大限に発揮できる、高い規律と士気を有する組織を確立し、国民の期待と信頼に応えていく。